

奈良県農業総合センター分析手数料条例及び奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十四号

奈良県農業総合センター分析手数料条例及び奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県農業総合センター分析手数料条例の一部改正)

第一条 奈良県農業総合センター分析手数料条例(昭和三十一年十月奈良県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良県農業研究開発センター分析手数料条例

第一条中「奈良県農業総合センター」を「奈良県農業研究開発センター」に改める。

(奈良県附属機関に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県附属機関に関する条例(昭和二十八年三月奈良県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県農業総合センター研究第三者評価会議の項を次のように改める。

奈良県農業研究開発センター研究評価委員会	奈良県農業研究開発センターにおける研究開発についての審査に関する事務
----------------------	------------------------------------

附則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。